入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月21日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　井上　宏
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第250号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　出入国管理業務の業務・システム最適化に係る在留カード等発行システム用顔画像取得のためのシステム改修等　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　平成24年３月19日まで
⑸　履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付けされた者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房会計課調達第二係　富田　哉　電話03―3580―4128
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の場所にて公告日より交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年１月７日11時00分　法務省大臣官房会計課入札室
⑷　入札書の受領期限　平成23年２月10日17時00分まで
⑸　開札の日時及び場所　平成23年２月14日16時00分　法務省大臣官房会計課入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金の納付　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す履行証明書を作成し、提出期限までに提出すること。提出された履行証明書を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した作業を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。なお、提出した履行証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　この公告に示した作業を履行することができると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Inoue, Obligating officer Director of the Finance Division Ministry of Justice.
⑵　Classification of the services to be required : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Revision of immigration control systems to provide facial image data to Residence Card Issuing System, in relation to the ongoing optimization of immigration control administration process and systems, 1 set
⑷　Fulfillment period : 19 March, 2012
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B "Offer of service" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2010, 2011 and 2012. ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　10 February, 2011
⑻　Contact point for the notice : Hajime Tomita, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月21日
支出負担行為担当官
名古屋高等検察庁検事長　小貫　芳信
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　名古屋法務合同庁舎及び法務総合研究所名古屋支所で使用する電気　ア　名古屋法務合同庁舎　契約電力　800kW　年間予定使用電力量　1,685,395kWh　イ　法務総合研究所名古屋支所　予定契約電力　78kW（実際の契約電力は、当該月の１か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。）年間予定使用電力量　147,024kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　供給期間　ア　名古屋法務合同庁舎　平成23年４月１日から平成24年３月31日まで　イ　法務総合研究所名古屋支所　平成23年４月１日から平成24年３月31日まで
⑸　供給場所　ア　名古屋市中区三の丸四丁目３番１号名古屋法務合同庁舎　イ　名古屋市北区浪打町二丁目７番地の１法務総合研究所名古屋支所
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当庁が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。なお、入札時においては、燃料費調整は考慮しないものとする（詳細は入札説明書による。）。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入した入札書を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。